

第3. 外部監査の結果及び意見

課税事務関係

「法人県民税・法人事業税（法人二税）の概要」

法人県民税は県内に事務所等がある法人や収益事業を行う公益法人等が納める税金で、資本金額等の区分に応じて賦課される均等割（2万円から80万円まで）と法人税額に応じて賦課される法人税割（法人税額の5%から5.8%）とがある。

一方、法人事業税は普通法人と収益事業を行う人格なき社団等を対象に所得に応じて課税される。一般的の法人の場合、5%から9.6%の税率が適用される。

原則として、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に県に申告して納付することになる。

〔法人二税の課税の手続〕

県税事務所は、法人の事業年度が終了すると申告書様式を決算期末翌月中旬頃に法人に発送、関与税理士がいる場合は税理士事務所宛に発送される。

なお、返却（宛先不明）がある場合は住所、法人名を再調査した上で再発送される。それでも返却される事業者については、不申告法人一覧表に計上され後日調査対象となる。

法人は申告書の提出（郵送分と窓口受付分とはスタンプの色で区別（郵送分は封筒を申告書に添付）、又期限後申告についても受付で区別）とあわせ、税額が納付されることとなっている。

担当職員は申告内容を端末より入力。担当者には職員番号、パスワード、業務コードが割当られ、他の職員が入力することは出来ない。入力項目は限定され、税総合情報システム（以下「電算システム」という）により税額が自動計算される。入力誤りの場合はエラーが表示される。入力が終了すると入力結果一覧表と申告書が再度照合される。

さらに、翌月10日頃税務署に出向き前月提出の国税申告書等を国税資料等入力票に書き写す。同票は2部複写となっており1部（法人名なし）を税務課で外部パンチ委託により入力する。月末に県税申告書データと国税データを突合した結果が税務課から県税事務所へ送信される。不一致分は要更正・決定法人一覧表として出力、担当職員は余白に調査顛末を記載し、決裁を受けることになる。

1. 不申告法人の追跡調査について（監査結果）

事業者登録がされている法人が申告期限を過ぎても申告書を提出しなければ不申告法人一覧表に記載される。不申告法人一覧表に記載されるとその翌月催告書が郵送され又電話連絡される。不申告法人のなかでも国税当局すでに除却処理されている事業者は不申告一覧表より抹消する。それ以外は調査を行い申告を指導するか実態がなければ抹消することになる。

平成15年9月末現在の不申告法人は659法人、延べ1,155事業年度（同一法人で継続して不申告があるため）となっており、佐賀県の法人数（平成15年3月31日現在）が21,157法人であり、その3.1%に達する。

不申告法人の調査については必ずしも十分ではなく、不申告一覧表が作成されても調査フォローがなされていないケースや、担当者が異動した際に引継が十分でなく事後処理がなされていないケースなどが見受けられた。

不申告法人については、課税期間（3年）内に実態を調査し、把握しないと課税できなくなることから、計画的な調査を行うとともに、事務所間での取扱いに差異が見られるので改善を図られたい。

2. 未登録法人の把握・調査について（監査結果）

未登録の法人を把握するため、各県税事務所とも2ヶ月単位で法務局に行き新規設立、異動調査を行っている。このデータは市町村及び税務署へも提供されている。なお、佐賀県税事務所は市町村、税務署共同（交互に）で法務局のデータを調べている。

法人が設立された場合には法務局の設立登記により捕捉されるが、他県本店法人の場合、県内でテナント、営業所として営業活動を行っているにもかかわらず、未届の場合、課税漏れとなるケースがある。

各県税事務所における未登録法人の調査概要は以下のとおりとなっている。

(佐賀県税事務所)

平成14年度（電話帳、企業情報）

10社未登録発見、登録済み

平成13年度（電話帳、企業情報、保健所調査、テナント調査）

22社未登録発見、2件未登録

平成12年度（電話帳、企業情報、保健所調査、テナント調査）

45社未登録発見、5件未登録

(唐津県税事務所)

平成 14 年度 (保健所調査、テナント調査)

9 社未登録発見、1 件未登録

平成 13 年度 (タウンページ、法務局調査)

14 社未登録発見、3 件未登録 (内 1 件は清算中)

平成 12 年度 (法務局調査)

5 社未登録発見、4 件登録済、1 件は税務署除却処理

平成 11 年度 (法務局調査)

5 社未登録発見、1 件登録済み、2 件は税務署除却処理、2 件未登録

(武雄県税事務所)

平成 14 年度 (保健所、大手スーパー等調査)

8 社未登録発見、3 件未登録

平成 13 年度 (保健所調査)

2 社未登録発見、登録済み

平成 12 年度 (タウンページ、保健所調査)

9 社未登録発見、1 件未登録

上記のように、未登録の法人を把握しながらも登録処理がされていないものがある。法人と連絡が取れなくて現在調査中とのことであった。

また、各県税事務所の調査対象にばらつきが見られる。

今回の外部監査実施時に監査人の方でインターネットより各県税事務所管内の市（一部町を含む）の運送業者をリストアップし、県税事務所に対し法人の届出があるか調査を依頼したところ、下記のような状況であった。

	(調査時点)	(H16. 2 末現在)
佐賀県税事務所	168 業者	7 件未登録
唐津県税事務所	24 業者	すべて登録済み
武雄県税事務所	67 業者	1 件未登録

運送事業者に限定した調査であったが、8 件の未登録業者が存在するのであるから全業種で調査すればまだ相当数の未登録業者の存在も考えられる。

県財政は正に厳しい状況に直面しており、課税客体把握の網羅性と課税の公平性確保の観点にたってこうした未登録法人の調査も強化していく必要がある。

3. 重加算金の計算誤りについて（監査結果）

武雄県税事務所管内に支店が存在する法人に関し、国税調査の結果重加算金対象の所得洩れが発生したが、重加算金の計算において算定基礎が本来所得金額であるべきところ、本店所在地の都道府県が課した重加算金を対象として誤って計算されていた。その結果重加算金額が2,456千円徵収漏れとなっていた。（外部監査時〈10月〉に指摘）

担当職員の計算再チェックと上司の厳格な査閲が不足しているものと考えられ、内部でのチェック体制の見直し等が必要である。

なお、この課税誤りについては、12月に更正処理されている。

「不動産取得税の概要」

不動産取得税は、土地及び家屋を取得（購入、建築、受贈、交換等）した者に対して課される税金である（法第73条の2、条例第57条）。

課税標準は、取得時の不動産の価格である。この価格は、実際の取得価格や流通価格ではなく適正な時価となっており、具体的には固定資産評価基準によって評価・決定した価格（固定資産課税台帳の登録価格）となっている。

〔不動産取得税の課税手続〕

承継取得分（既存不動産を所有権移転等により取得したもの）については、市町村からの「土地家屋異動通知書」に基づき、県税事務所職員が所轄法務局に出向き、不動産登記申請書との突合を行っている。この突合から調定までは通常4ヶ月程度の期間を要している。

原始取得分（新築等により不動産を取得したもの）については、市町村から評価依頼を受けて評価した県評価分（原則として240m²超の非木造家屋が対象）と市町村評価分とに分けられる。県は「建築家屋再建築費評点数入力票」、「不動産取得申告書」及び「不動産取得税家屋評価調書」等の課税資料に基づき、県評価分は翌年5月までに、市町村評価分は翌年7月に課税している。

課税客体の捕捉については、不動産の「取得」を確認する方法として、例えば土地家屋調査士や不動産仲介業者からの情報提供、税務申告書や建築確認申請書の閲覧等も考えられる。現在、県では市町村からの異動報告・家屋評価依頼及び法務局への定期的な資料収集（年6回）、市町村との情報交換等を行い、課税客体の捕捉を行っているところである。

税務署との関係では、農地の生前一括贈与に係る不動産取得税の徵収猶予

についての照合事務や、市町村担当者への生前一括贈与に係る取扱いの説明会を実施している。

情報の電子化については、平成16年1月から税務署が所得税、贈与税の課税資料として法務局から直接、電子データ入手することとされており、県においても、国税当局に対し電子データの提供を要請している。

1. 課税データ等を修正する場合のチェック体制について（監査結果）

不動産取得税の課税業務に関し、市町村からの「土地・家屋異動通知書(控)」の内容確認は、各県税事務所の担当職員により不動産登記申請書との照合により行われている。照合の結果、当該異動通知書の記載内容（例えば、地番、不動産の価格等）を訂正する必要が生じた場合、訂正を根拠付ける資料の添付も担当職員以外の者によるチェックもないまま、課税システムに電算入力されている。不動産の価格の訂正是課税標準に直接影響を及ぼすため、再度市町村への確認行為が必要であるとともに、担当職員以外の者による訂正内容の確認が必要であると考える。

2. 中間省略登記の捕捉及び実態調査について（監査意見）

不動産取得税は、不動産保有期間の長短や、不動産登記の有無等は関係なく課税されるものである。

下記のように、不動産を取得した者（B）がこれを登記することなく、前所有者（A）からその後の取得者（C）に登記させる所有権移転登記を中間省略登記という。

〈所有権の流れ〉 A → B → C
（登記の有無） ○ × ○

この場合、Bは当該不動産の取得者でありながら、取得申告書の提出や報告をしないで課税を不当に免れこととなる。

県では、平成15年2月課税分（14年9～10月登記分）から当該中間省略登記の捕捉調査を実施している。

その調査内容は、

- ① 課税額50万円以上の案件すべてについて前所有者（A）とその後の取得者（C）双方に文書で買主及び売主を照会
- ② 上記①の照会により判明した不動産を取得した者（B）に対して文書

により所有権取得の有無を照会
というものである。

表7. 中間省略登記の実態調査（佐賀県税事務所の場合）

調定月	調定件数	平成16年2月10日現在（単位：件）					
		譲渡者へ文書を発送した件数	取得者へ文書を発送した件数	省略なしと認められた件数	課税済件数	課税を予定している件数(注)	課税折衝中の件数
H15. 2	764	14	7	13	1		
H15. 4	836	28	16	23	3	1	1
H15. 6	676	13	6	11			2
H15. 8	891	21	10	20		1	
H15. 10	892	14	6	14			
H15. 12	920	24	10	24			

(注)実態調査の結果、「省略あり」と判定され平成16年4月に課税が予定されている。

中間省略登記の実態調査は、

- ① まず、不動産の取得者に対して取得の有無についての文書を郵送し、取得者から売買契約書等の写しを添付して回答させることにより取得の事実を確認する。
- ② 回答がない場合には再度、不動産の譲渡者及び取得者に対して電話による確認を行い、取得の事実が判明した場合には売買契約書等の写しを提出させる。
- ③ 一定の期限までに売買契約書等の提出がなければ、課税を告知する。という手順で行われている。

中間省略登記調査は、15年2月課税分（14年9～10月登記分）から実施されており、それまで捕捉できていなかったものへの対処が図られているが、従来より実施すべき調査であったと考える。

過去登記が省略された事例について見てみると、不動産に関連する極一部の事業者が自ら不動産を取得する場合に省略されるケースが多いようである。現在折衝中の案件については強力に交渉を続けるとともに、今後も課税の公平性の観点から徹底した調査と関係業界を通じた指導を一層強化すべきであると考える。

「自動車税の概要」

佐賀県内で登録された自動車（軽自動車、バイク、小型特殊自動車等は除く）で、毎年4月1日（賦課期日）時点の所有者（ローンで購入した場合等で、自動車の所有権がまだ売主等にある場合は、買主）に対して課される税金である（法第145条、条例第110条）。

自動車の種類、用途、排気量等によって税率が定められているが、年度の中途で抹消登録・新規登録等をした場合は、月割り税額となる。

自動車所有者は、県税事務所から送付される納税通知書により、5月末までに県に納付する。また、4月1日以降に新規・移転登録をする者は登録時に県に申告し、証紙により納付することとなっている。

〔自動車税の課税手続き〕

新規登録等に係るものについては、税務課で調定される。2年目以降については自動車登録ファイルをもとに作成される分配テープにより、県税事務所で調定すると同時に納税通知書が作成され、県税事務所から所有者等に発送される。

納税通知書による納付は、県の指定金融機関等のほか県税事務所の窓口でも取扱うこととなっている。

課税取消調査のあり方について（監査結果）

自動車税は自動車登録ファイルに搭載された所有者等に対し課税することとなるが、

- ① 解体、滅失等により自動車そのものが存在していない
- ② 盗難により自動車の所在が不明である
- ③ 所有者若しくは未登録の譲受人又は自動車の所在が不明である
- ④ 車検の有効期限が切れ、かつ運行の用にも供していない

等の事実があるにもかかわらず、移転・変更・抹消等の登録が行われてない場合も少なくなく、課税取消処理の事務が自動車税の課税・徴収事務上にも大きな負担となっている。

県税事務所は、課税の適正化と共に課税事務の円滑な運営を図る観点から、所有者等の所在が不明又は課税客体である自動車が存在しないと認められるものについては納税者の申立てに基づき事実関係の調査を実施し、その状況を考慮しながら課税取消とすべきかを判断している。

事実関係の調査の結果、自動車の所有実態がないと認められるものは一定

の条件（例えば、当該自動車が初度登録から7年以上経過し、かつ車検有効期限から6ヶ月経過したもの等）を前提として課税の取消が行われる。課税整理表を閲覧したところ、「所在不明」を原因とするものが件数及び税額とも最も多かった。

「所在不明」として、その実態把握が十分に行われないまま課税取消されることは、課税の公平という観点から好ましくないため、より精度の高い調査（住民票による調査・近隣調査等）を十分に行う必要があると考える。

「ゴルフ場利用税の概要」

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に際し課される税金で、ゴルフ場側が利用者から料金と一緒に徴収し、県に納入するようになっており、収入額の10分の7に相当する額が、そのゴルフ場所在の市町村に交付されている。

税率はホール数や利用料金によって定められている。

表8. ゴルフ場利用税の税率表

1人1日につき

級	ホール数	利 用 料 金	税 率
1	18以上	10,000円以上	1,200円
2	〃	6,500円〃～10,000円未満	1,100円
3	〃	4,000円〃～6,500円〃	950円
4	〃	3,500円〃～4,000円〃	800円
5	〃	2,500円〃～3,500円〃	650円
6	〃	2,500円未満	500円
	18未満	2,500円以上	
7	〃	1,000円〃～2,500円未満	400円
8	〃	1,000円未満	200円

[ゴルフ場利用税の課税手続]

各ゴルフ場は、毎月分の利用状況を翌月10日までに申告し、税率区分に基づいて計算された税額を納入している。

また、県税事務所では、毎年11月以降、調査対象ゴルフ場を選定し、利用人員調査を実施することとしている。

ゴルフ場利用税の調査実施状況について（監査結果）

県内にゴルフ場は 24 箇所あるが、平成 14 年度における県税事務所の実地調査を見ると 9 箇所となっている。

その内訳は佐賀県税事務所は 16 箇所のうち 1 箇所を、他の県税事務所ではすべて現地調査を実施している。佐賀県税事務所では、人員不足の面があるのかもしれないが、結果として 1 箇所しか調査がてきておらず、適正な課税を確保するためには現地調査が必要と考える。そのため、年度に偏ることなく、例えば、2・3 年で一巡するような計画的な調査について検討することが必要と考える。

「軽油引取税の概要」

〔納稅義務者及び税率〕

バス・トラック等の燃料である軽油(注書き)に掛けられる税金(1 リットルにつき 32 円 10 銭)で、道路整備のために使われる目的税である。

納稅義務者は、元売業者(軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者)・特約業者(元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、県知事の指定を受けた者)等の特別徵収義務者から軽油を引き取った者等である(法第 700 条の 3、条例第 143 条)。

(注) 軽油とは、温度が 15℃ のときの比重が 0.8017 を超え 0.8762 までの炭化水素油で、揮発油、灯油、重油を除いたものである。

〔免税軽油〕

以下の用途に使用される軽油には、免税の手続(法第 700 条の 15)を受けたときに限り課税しないこととなっている。

- ① 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- ② 農業・林業用機械の動力源
- ③ 陶磁器製造業・電気供給業・鉱物の採掘事業・廃棄物処理事業・木材加工業・倉庫業・セメント製品製造業等のための一定の用途

上記用途に使われる課税されない軽油を「免税軽油」といい、この免税軽油の引取りを行おうとする者を「免税軽油使用者」という。免税軽油使用者が免税軽油の引取りを行う際に県から交付を受けて軽油引取税の特別徵収義務者に提出するものが「免税証」である。

[混和軽油]

軽油に灯油等を混ぜたものを「混和軽油」といい、これを自動車の燃料として販売や消費したときは、その販売や消費をした量についても軽油引取税が課せられる。

[軽油引取税の課税手続]

軽油引取税は、原則として特別徴収義務者が軽油の代金と一緒に受取り、毎月分をまとめて翌月末日までに申告して納入することとなっている。(法第700条の10、条例第150条他)

平成14年度末現在、県内には特別徴収義務者として156業者が存在している。課税手続きは特別徴収義務者等から提出された「軽油引取税納入(付)申告書」及び関係書類を審査し、課税システムに電算入力する方法により行う。

また、軽油流通情報管理システムへ入力することにより、業者間、帳票間のデータ整合性の確認を行う。不一致分については確認・調査を行い、申告納入先誤り、申告漏れの場合は更正(増・減)の処理を行うこととなる。

1. 免税証交付申請書の記載について（監査結果）

一部事業所の免税証交付申請書（省令第40号）を閲覧したところ、申請書の一部に所要数量合計、所要数量計算期間、免税証の種類毎の枚数、数量等の数値が二重線で消され、訂正印もなく訂正されていたものが散見された。

県税事務所では当該申請書をそのまま受理した上で、受理日の翌日、免税証を交付しているが、免税証は一種の金券であり、その取り扱いには慎重を期すべきものである。

また、交付に当たっては申請内容を十分に審査し、数量や枚数等が正しく申請されているかを確認すべきである。後日訂正等が生じた場合には、原本を差し替える等の措置を講じるべきと考える。

2. 免税証の不正使用について（監査意見）

平成14年度において、免税軽油使用者の免税軽油の在庫数量が給油地下タンクの容量を超えた申請に疑義が生じ、県で調査を行ったところ免税証の事務を委託された事業所でその取扱に不適正なものを見つかり、県税事務所の更正処分により適正な額が納税された事例があった。

a) 不正発覚までの経過について

A組合は、組合員からの委任を受け従来から免税軽油の交付申請を行っていた。平成14年7月17日付で、A組合のB支所の組合員から免税軽油の申請があった。

県税事務所課税課の軽油担当者は、この免税軽油の交付に係る決裁書類の審査の中で前回交付分の「免税軽油の引取り等に係る報告書」の数量が所有する燃料タンク容量を超えていると思われるものを発見した。このため、担当者は不正使用が行われているのではないかと感じ、B支所の組合員分に係る引取り数量の調査をするため、平成14年9月2日にB支所に出向き、組合員毎に軽油の引取り日や数量を管理した帳簿（売掛帳）を預かり、過去1年分の免税軽油交付申請の報告書との突合調査を行った。

その結果、免税証の期限後使用等の不正使用が発覚したものである。なお、A組合C支所についても、平成14年9月19日に同様の調査を行い、B支所と同様、不正使用が認められた。

なお、県はA組合に対して不正使用分の軽油引取税を普通徴収により追徴（8,537千円、加算税を含む）している。

b) 免税証不正使用の具体的な内容について

① 免税証の譲渡

組合員ではあるが免税軽油使用者ではない者への給油についても免税証を使用して免税価格で販売していた。

② 免税証の目的外使用

B支所及びC支所が仕入れた他の油種（重油）にも免税証が使用されていた。

③ 免税証の有効期限後使用

免税証が有効期限切れとなり、使用できないものが使用されていた。

c) 免税証使用に関する税務課、県税事務所の調査・指導について

従来から実施してきた免税軽油の申請者に対する不正使用防止のチラシ配布による注意の喚起のほかに、不正使用を未然に防止するために交付申請・報告の審査時のチェックにおいて、以下のような点をさらに徹底強化するように改善がなされている。

- ① 申請している機械等の保有及び稼動状況の確認
- ② 免税軽油の保管状況の確認
- ③ 免税証の使用方法及び保管状況の確認
- ④ 関係帳簿の確認（記帳状況）

こうした免税証の不正使用は、いわば軽油引取税の脱税行為であり、今後とも県は不正事案を根絶すべく、免税証の不正使用については厳正な態度で対処すべきである。

また、上記のようなチェックポイントを強化しながら、更に購入者における軽油購入領収書のチェックの強化や、期限切れ使用を防ぐために、有効期限を経過した未使用の免税証については速やかに返還させるなどの措置を検討すべきである。

さらに、実際に申請者のもとへ出向き軽油の購入状況と減免申請書の使用状況・保管状況を検証するなど、上記に示した不正発覚の際に県が行ったような調査をより積極的に行っていくべきであると考える。

徵収事務関係

「滯納徵収事務の概要」

納期限内に納付（納入）がなされなかつた場合、納期限後 23 日から 24 日後に滞納者に対して督促状を発送している。督促状の発送と同時に電算システムにより「滯納金徵収カード」を発行、通常はこのカードをもとに滞納者に対する徵収事務が行われる。

文書・電話による催告はもちろんのこと、滞納者を直接訪問し徵収する方法（以下「臨戸徵収」という。）などにより徵収を行う。

滯納整理は、具体的な計画を策定し、集中的かつ効率的に行うため、平成 14 年度は、6・7 月は「滯納繰越分滯納整理強化月間」、10・11 月は「自動車税滯納整理強化月間」、12 月は「滯納整理強化月間」、2・3 月は「滯納処分強化月間」などの強化月間が定められている。

また、「県税未収対策会議」「県税事務所徵収対策会議」を開催し、県税の滯納の縮減に必要な対策を講じるようになっている。

このほか、大口滯納及び徵収困難事案については、県税事務所に「特別滯納整理班」を設置するほか、滯納額が 100 万円以上でかつ徵収困難なものや複数の県税事務所に滯納があり徵収困難なものなどについては、佐賀県税事務所に設置している「県税広域対策室」において効率的かつ機動的な滯納整理を行うようになっている。

滯納整理の進行管理については、平成 9 年 9 月 22 日付税務課長通知「滯納整理の進行管理について」において、滞納者との接触状況を滯納金徵収カードに記載し課長まで供覧、進行管理表等による進行管理の徹底などが示されており、基本的にはこの税務課長通知に基づいて処理されている。

また、時効が完成するであろう租税債権については、時効完成予定の前年度に一覧表が電算により出力され、この資料に基づいて再度徵収の可能性等を検討するようになっている。

以下滯納状況等については、表 9 から表 10 に示すとおりである。

表9. 平成14年度末 滞納繰越額の発生年別内訳（自動車税）

(単位：千円%)

年 度	佐賀県税事務所		唐津県税事務所		武雄県税事務所		自動車税合計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成14年	3,478	120,727	860	28,237	1,638	56,383	5,976	205,347
13年	2,244	72,791	535	15,951	1,082	34,372	3,861	123,114
12年	1,664	50,199	412	11,627	854	26,604	2,930	88,430
11年	1,380	41,598	340	9,704	799	23,847	2,519	75,149
10年	1,235	35,865	341	9,624	677	20,841	2,253	66,330
計①	10,001	321,180	2,488	75,143	5,050	162,049	17,539	558,372
①/③ %	91.79	92.92	92.87	93.01	94.50	95.31	92.71	93.61
平成 9年	348	9,877	76	2,414	93	2,287	517	14,578
8年	241	6,584	40	1,108	54	1,552	335	9,244
7年	78	2,038	20	532	25	647	123	3,217
6年	40	901	15	486	29	791	84	2,178
5年	39	1,067	11	310	18	574	68	1,951
平成4年以前	149	3,997	29	796	75	2,125	253	6,918
計②	895	24,465	191	5,647	294	7,976	1,380	38,088
②/③ %	8.21	7.08	7.13	6.99	5.50	4.69	7.29	6.39
合計①+②=③	10,896	345,644	2,679	80,791	5,344	170,025	18,919	596,461
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
個人県民税を除いた滞納額		647,501		120,456		302,481		1,070,437
割合③/④		53.38		67.07		56.21		55.72

注) 四捨五入の関係で合計は一致しない場合がある

表10. 平成14年度末 滞納繰越額の発生年別内訳（その他）

(単位：千円%)

年 度	不動産取得税		個人事業税		法人事業税		法人県民税	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成14年	236	59,408	398	31,796	57	14,401	190	6,686
13年	116	35,877	227	12,088	31	7,921	116	2,790
12年	82	20,936	156	9,701	16	4,988	61	1,720
11年	46	17,530	149	6,804	20	3,406	57	1,245
10年	56	22,298	149	8,725	4	361	50	2,120
計①	536	156,050	1,079	69,113	128	31,077	474	14,561
①/③ %	73.02	66.84	73.85	72.07	90.78	82.81	92.40	88.16
平成 9年	42	53,961	79	4,444	4	334	20	1,091
8年	36	4,200	75	3,838	4	2,799	13	384
7年	27	7,629	66	4,201			3	77
6年	8	1,117	44	2,873	3	2,647	3	403
5年	16	1,875	35	2,363	1	547		
平成4年以前	69	8,653	83	9,066	1	123		
計②	198	77,434	382	26,785	13	6,451	39	1,955
②/③ %	26.98	33.16	26.15	27.93	9.22	17.19	7.60	11.84
合計①+②=③	734	233,484	1,461	95,899	141	37,528	513	16,517
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
個人県民税を除いた滞納額		1,070,437		1,070,437		1,070,437		1,070,437
割合③/④		21.81		8.96		3.51		1.54

年 度	軽油引取税		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成14年	27	56,961	6,884	374,600
13年	5	4,428	4,356	186,218
12年	3	7,740	3,248	133,516
11年			2,791	104,135
10年			2,512	99,835
計①	35	69,130	19,791	898,304
①/③ %	100.00	100.00	90.77	85.63
平成 9年			662	74,408
8年			463	20,466
7年			219	15,124
6年			142	9,218
5年			120	6,736
平成4年以前			406	24,761
計②	0	0	2,012	150,714
②/③ %	0.00	0.00	9.23	14.37
合計①+②=③	35	69,130	21,803	1,049,018
	100%	100%	100%	100%
個人県民税を除いた滞納額		1,070,437		1,070,437
割合③/④		6.46		98.00

注) 四捨五入の関係で合計は一致しない場合がある

不動産取得税について

平成9年度10年発生分が多いのは、大型商業施設の倒産による未収額35,993千円（平成9年度発生交付要求により10,441千円入金後の金額、現在更に交付要求中）や、実体のないいわゆるペーパーカンパニーを使って何度も土地の転売がなされ、その都度発生した不動産取得税（平成9年度11,698千円、10年度11,704千円）等の発生による。

1. 滞納整理の進行管理について（監査結果）

(1) 日々の徴収業務の管理について

年々増加している収入未済額に対して、効率的・効果的な徴収事務を行っていくためには、滞納整理の進行管理が非常に重要な業務となる。

「滞納金徴収カード」に基づき個別の滞納整理状況についてヒアリングを行ったが、その中には金額が僅少なためか滞納者との接触が不十分であると思われるものがあった。

このようなケースについては、課長などの上席者がその状況を十分に把握しその都度適切な指示を与える必要があるが、現状における各県税事務所での徴収担当者数については、長引く不況の中滞納者が増大する一方、担当者の人員はそのままかむしろ削減される状況であり、小口の滞納者にまでは十分に手が届かなかったり、また接触はあってもその状況を上席者が十分には把握できていない面があるように思われる。

もちろん、現行の徴収体制の中で効率的な事務執行が追求されることはやむを得ない面もあるが、金額の大小によって管理の重点を区別することはあっても、小口案件等一部のものについて管理が疎かになることは課税の公平性の観点からも避けなければならない。

小口滞納者については、大口滞納者等に比べれば頻度は落ちるとしても定期的に確実にカードの閲覧を行うなど、管理方法の見直しが必要であると考える。

(2) 長期滞納分の管理について

滞納整理は早期の接触、早期対応が非常に重要であり、できるだけ長期化させないような対応が必要である。

県が定める県税徴収対策実施要領によると、

- ① 未処理のままとなっている事案については、その事由を調査し、速やかにその進展を図ること。（時効中断等）
- ② 財産差押え中のままとなっている事案については、換価以外に途が無いものは速やかに換価の実現を図ること。
- ③ 滞納者の状況を調査した結果、処分すべき財産の無いもの、生活困窮のもの、又は滞納者、財産ともに不明のもの等は、執行停止処分の適正な執行に努めること。

などが定められている。

各県税事務所において、長期滞納分についてもヒアリング等による検証を行ったが、滞納者の進行管理表による状況把握や時効完成間近の債権に関する検討などはなされていると認められたが、発生から5年以上経過分の中に

は長期間接触が無く、その現状が十分には把握されていないものが存在した。

こうした長期の租税債権に係る定期的な徴収検討はもとより、換価価値の乏しい物件の差押等により徒に時効の中止が継続し長期化しているものなどについては、早急に整理するなどして管理コストの削減にも十分心掛けていく必要があると考える。

2. 自動車税の滞納徴収事務等について（監査意見）

平成14年度末現在での自動車税の収入未済額は、前出の表9「滞納繰越額の発生年度別内訳」に示すとおり、5億96百万円、県税全体の収入未済額20億36百万円の約29%を占めており、個人県民税に次いで大きな金額になっている。かつ、平成9年以前発生分も38百万円(6%程度)となっている。発生からの5年間に徴収が年々に進み、5年目に時効によりさらに減少し、その後5年以上経過分も年々少しずつ減少していく状況である。

長期滞納分については、時効にならないように財産差押等により何らかの債権保全措置が執られているが、滞納期間が長期化することは好ましくなく、できるだけ速やかな徴収・整理が必要である。

また、下記に示している平成14年度全国収入率ランキング一覧表によれば、佐賀県の自動車税滞納繰越分の収入率が最下位であったことから、この自動車税の徴収事務について検討した。

表11. 平成14年度 全国での税目別 収入率ランキング

	現年課税分		滞納繰越分		現年、滞納合計		全国平均徴収率%(現滞計)
	徴収率%	全国順位	徴収率%	全国順位	徴収率%	全国順位	
県税合計	99.16	7	18.10	31	97.15	9	95.88
個人県民税	97.67	30	16.45	26	91.18	29	90.79
法人県民税	99.79	6	17.02	34	99.42	3	98.11
個人事業税	96.75	29	20.11	26	90.49	14	89.10
法人事業税	99.91	5	24.88	8	99.75	1	98.41
不動産取得税	97.45	13	13.54	45	90.26	18	84.90
軽油引取税	99.49	8	69.71	13	99.39	4	94.23
自動車税	98.24	24	17.18	47	94.65	31	95.25

自動車税の滞納繰越分の順位が全国最下位であり、
自動車税の現年、滞納繰越分合計の収入率は全国平均を下回っている。

(1) 滞納者との接触並びに追跡調査等について

後出表15の「平成14年度末自動車税滞納繰越分の滞納原因別状況について」の表によれば、経済環境の厳しい中、資力不足、事業不振、生活困窮や倒産等の比率の合計が3事務所とも一番多かった(約35%)。次いで常時不在、住所不明、未接触、及び県外転出など滞納者との接触交渉が十分にできない状況のものの比率の合計が3事務所とも多く、約30%に達しており予想外に高かった。

この住所不明等によるものの滞納金額も滞納総額の約30%の1億78百万円となっている。滞納者に対して接触交渉ができないことは、長期滞納につながる恐れがあり、このような滞納者の未収額が全体の約3割を占めているという状況は問題であると考える。

こうした住所不明等による滞納者の所在確認や接触は大変難しく根気の要る業務と思われるが、滞納金額の多額さから考えると、例えば専従班を一定期間編成するなどして所在不明者の調査を強化し、滞納整理の促進を図るべきであると考える。

(2) 差押予告の実施並びに自動車の差押等について

平成14年度における自動車税徴収関係の年間の事務処理状況は以下のとおりである。

表12. 自動車税の賦課徴収状況

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	不納欠損 処分額	収入未済額	収入歩合
現年度分	11,695,504	11,490,146	10	205,348	98.24
滞納繰越分	541,868	93,117	57,637	391,113	17.18
計	12,237,371	11,583,264	57,647	596,461	94.65
件数等	330,785台		1,760件	18,919件	
	現年課税台数				

以下滞納整理状況を整理すると、

普通徴収分に係る納期内納付率(5月末現在)は概ね60%程度となっている。

調定額 328,994件 11,016,984千円

納期内納付 207,368件 (63.0%) 6,797,384千円 (61.7%)

また、14年9月の自動車税差押予告通知書の発送 28,099件のうち納税相談件数が 2,500件、内完納は 1,347件、一部納付は 996件となっている。

さらに、10月、11月の2ヶ月間における滞納整理状況を見ると、

文書催告	23,246 件、電話催告 8,560 件
臨戸訪問	5,856 件、住所調査 608 件
財産調査	319 件
計	38,589 件

等の処理が進められ、

その結果、完納 6,452 件、財産差押 86 件、抹消指導 309 件、交付要求 53 件、分納誓約 44 件、合計で 6,947 件の処理がされたほか、1月から5月までも更に滞納整理（2・3月は特に滞納処分強化月間）が行われ、14年度末収入未済額は、

差押等処理済分	1,621 件 46,079 千円
実質滞納額	17,298 件 550,382 千円 [1 件平均 31,818 円]

となっている。

① 差押予告及び納税相談の開催について

差押予告等により納税相談に出向いてくる滞納者のその後の納付比率は非常に高いということが言えよう。

平成14年度は、特に納税相談による滞納整理に力点がおかれ、その効果も見られ、こうした状況に照らし、1回のみではなく、より多くの相談機会を設けることが徴収の向上につながるものと考える。

② 自動車の差押について

平成12年10月26日総務部長名で「自動車差押の推進について」の通知が発せられている。その趣旨は、なかなか滞納額が減らないので、債権差押の他に新たに自動車の差押について積極的に取り組むようにということである。

しかしながら、今まで一台の差押も実行されていない。預金等の債権差押に比較して手続の煩雑さに加え、中古車については換価が困難という面もあるが、上記①のように差押予告を実施しているのであるから、特に悪質な滞納者等に対しては、積極的に自動車そのものの差押を実施すべきであり、そうすることが滞納の抑止につながり、滞納の減少に大いに効果を発揮するのではなかろうかと考える。是非実行されることを期待したい。

(3) 納税者の利便性への配慮について

徴収の効率を高める一つの手段としては、納税者の利便性も重要視されるべき大きなポイントである。

隣接の福岡県では、自動車税をコンビニエンスストアでも納付できるよう、規則などを改正する方針が先日新聞報道されていたが、納税者の利便性の向上を図る観点から非常に有効な方法であると考える。

佐賀県においても 17 年度導入を目指し検討されているが、できるだけ早い導入を提言するものである。

3. 統計データ等の分析について（監査意見）

税務課及び各県税事務所において徴収事務に関する様々な統計資料を見たが、全般的にそれぞれの統計資料の分析検討が不十分であるという印象を受けた。

そもそも統計データは、いろいろな角度から集計、分析し、そこから得られる結果で新たな改善策を見出したり、有効な対処方法を検討していくために必要なものと考える。

例えば、他県との比較、或いは事務所間の比較、さらには年度を時系列に比較したもの等、多様な統計データからは、他県との比較検討においては必ずと県の弱いところが見えてくるであろうし、また事務所間の比較はそれぞれの事務所における取組の優劣が見えてくるなど、改善策のヒントが得られることもあるであろう。

こうした観点から、監査の際に、これらデータに関する質問を行ったが、データが意味する内容が十分には把握されていない印象を受けた。

より有効な滞納整理を推進するためには、不断において十分なデータ分析を行い、有効な対処方法を見出していくことが肝要である。

(1) 不納欠損処理額の分析について

平成 14 年度不納欠損額の課税(発生)年度別内訳及び事由別内訳は以下の表のとおりである。